

〈実践報告〉遊びながら権利を知る “子どもの権利の遊ぶ会”

〈Practical Report〉 Searching the method for letting children aware of their own rights
through play

○福田 順, 金山 さよ

FUKUDA Jun, KANEYAMA Sayo

子どもアドボカシーセンター広島 Child Advocacy Centre Hiroshima

Key words: Child as a rights holder, Convention on the Rights of the Child, Learning through play

はじめに

1989年に国連で採択された子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）に日本は1994年に批准し29年目にあたる今年4月、子ども基本法が施行された。これにより、子どもが権利主体として尊重される施策を求めていくことが可能になったが“子どもは権利の主体である”という概念は人々の間に浸透しておらず、子どもは守るべき存在としてみなされるだけであることが多い。

子どもアドボカシーセンター広島ではこのような認識を変えていくことを目標に啓発活動を行っており、そのひとつとして大人を対象とした「子どもの権利条約を読む会」を定期的に開催している。この度、子ども自身が自分の権利を知る機会の必要性を再認識し、子どもを対象とした催しを初めて開催した。今後の開催形式と内容を検討するために、当日の進行を振り返り、1か月後に参加した子どもたちの思いを聴いた。この催しの内容と1か月後のインタビューの結果を報告する。

実践内容報告

(1) 活動組織紹介

『一般社団法人 子どもアドボカシーセンター広島』
2019年に活動開始。活動内容は、アドボカイト養成講座の実施や「権利条約を読む会」開催など、子どもの権利の理解促進と啓発を行っている。

(2) 集いの内容

参加した子どもの発案で、名称を“子どもの権利の遊ぶ会”に決定（以下、“遊ぶ会”とする）。

- ①参加者：スタッフの呼びかけにより集まった市内の小中学生5名（1年生1名、2年生2名、3年生2名）
- ②進行：認定子どもアドボカイト1名（facilitator）、センター広島スタッフ1名（見守り）
- ③実施場所：市内の公民館（研修室）
- ④実施日時：2023年9月9日 10:30～12:00
- ⑤目的：子どもが自分の持つ権利を知るための効果的な方法考案への示唆を得ること（楽しく遊びながら権利について知ることができるような催しを想定）。
- ⑥使用物品：子どもの権利条約クイズ、子どもの権利すごろく、世界の子どもの権利かるた、絵本『きかせて あな

たのきもち』、お絵描きセット。

⑦遊ぶ会の実際

10:30～ 子ども主導で進行するという意識付けのため、facilitatorの自己紹介のあと、呼び名を自分で決めてもらう。各自「呼ばれたい名前」を発表する。

10:40～ 子どもの権利条約の紹介

「条約はいくつあるかな」という問いかけに「100個」「1億個」などの回答。正解を42個と伝え、続けて絵本『きかせて あなたのきもち』を朗読。子どもたちは提示された問いかけに積極的に回答し思いの表出もみられた。

11:10～ 子どもの権利条約すごろく

すごろくのマス毎に質問が書かれている。「自分が大切にしたいと思った権利は？」には「勉強する権利」「差別されない」「遊ぶ権利」「休む権利」「クマちゃん(大事にしている人形)を大事にする権利」などの回答が得られた。

11:40～12:00 子どもの権利条約クイズ、かるた、絵を描く、などの中で各自好きな活動を選び、遊びを継続。

12:00 終了時、条約の数を尋ねると全員で「42個～！」と回答。感想は「楽しかった」「また来たい」など肯定的なものであったが、権利や条約に関する発言はなかった。

(3) 1か月後の子どもたちへのインタビュー

2023年10月7日 13:30～14:00、遊ぶ会で伝えた内容に関するインタビューを行った。権利条約の数は「78」

「24」「忘れた～」など。うち1名が正解を答えると做って「42!」「近かった!」などの発言があった。覚えていた権利は、「遊ぶ権利」「勉強する権利」といった発言がみられ、子ども同士で思い出そうとする様子も確認された。終了時「次の会はいつ?」と尋ねる子どももいた。

考察と展望

子どもの権利条約を基にした遊び道具を使用し開催した“遊ぶ会”では、子どもたちに飽きた様子はみられず、1か月後も楽しい記憶として残っていたことから、自らの権利を知る機会になっていたと評価できる。参加が子どもの自由意思に拠るので、一度の参加だけでも権利について知る機会となる内容であることも必要である。開催形態や遊び道具、より楽しい内容を、条約でも謳われるように“子どもと一緒に”検討していく予定である。